



2021年6月30日

各位

会社名 株式会社雪国まいたけ
代表者名 代表取締役社長 足利 巖
(コード：1375、東証第一部)

問合せ先 執行役員 経営企画本部長
兼 経営企画部長 兼 IR・広報部長
櫻井 威典
(TEL. 025-778-0162)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社神明ホールディングス（以下、神明 HD）について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2021年3月31日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券が上場されている金融商品取引所等 |
|--------------------|-----|-------------|-------|-------|------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 株式会社神明 ホールディングス | 親会社 | 50.01 | — | 50.01 | — |

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

① 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、資本関係、人的関係等について

神明 HD グループは、米の卸売事業を基軸として、「川上から川下までの食のバリューチェーン」構築を目指しており、その上で、米の卸売事業の周辺事業に止まらず、食品製造業への進出も同社の成長戦略の一つとして位置付けております。当社グループは、当該成長戦略の一翼を担っております。

神明 HD は、2021年3月31日現在、当社議決権の50.01%を保有する親会社であり、当社は、取締役である藤尾益雄を神明 HD から招聘している他、神明 HD からの出向者1名を営業部門の従業員として受け入れております。また、当社は、神明 HD のグループ会社に対して当社製品の販売を行っております。

② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット

現在、神明 HD グループには、当社グループ以外に、きのこの製造販売やそれに類似する事業を営む企業が存在しないため、当社グループとその他の神明 HD グループ企業との間で事業の競合は発生していません。

また、当社グループとその他の神明 HD グループ企業との間には、当社が従来まいたけの消費量の

少なかった西日本等で販売拡大に取り組む場合等での神明 HD グループのネットワークの活用や、米ときのこを組み合わせた商品開発と小売店・外食チェーンでの展開、広域量販店を中心とした両者の商品のクロスセル推進等の形でシナジーが見込まれ、当社及び神明 HD は、両社の協働を通じて、それぞれにおいて企業価値向上を図ることができる関係にあると考えております。

③ 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びその状況

神明 HD の関係会社管理に関して、当社が同社の事前承認を必要とする事項はありません。

また、同社から当社に対する役職員の派遣や各種取引に関しては、少数株主保護の観点で問題がなく、かつ、必然性及び経済合理性が認められる範囲において、各社の経営判断のもとに実施する方針です。当社の側でも、同社のグループ経営管理に関して、当社の経営の独立性が阻害されないことがないよう、独立役員を確保するとともに、独立役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置する等の措置を講じております。また、当社では、同社グループとの各種取引について、「関連当事者取引管理規程」に基づいて、当社の取締役会の決議を経て実施することとしており、既存の取引についても取締役会の決議を経て実施しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当連結会計年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）における当社グループと神明 HD グループとの主な取引は、以下のとおりです。なお、下記のマネジメント契約につきましては、当社株式の上場をもって 2020 年 9 月 17 日に終了しております。

(単位：百万円)

| 名称 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引の金額 | 未決済残高 |
|----------------|--------------------|--------------|-------|-------|
| 株式会社神明ホールディングス | 当社に対して重要な影響力を有する企業 | 経営管理等 (注) | 22 | - |

(注) 当社は 2017 年 10 月 1 日付で、株式会社神明（現 株式会社神明ホールディングス）とマネジメント契約を締結しておりました。

主な契約内容は、次のとおりであります。

① 契約相手先

株式会社神明ホールディングス

② 契約期間

本契約の有効期間は、本契約締結日から以下のいずれか早い日までとしております。

- a. 株式会社神明ホールディングスが当社に対して書面により本契約の終了を通知した日
- b. IPOの実施日
- c. 支配権の変動が生じた日
- d. グループ会社のいずれか又は株式会社神明ホールディングスが本契約の重大な違反を行い、かかる違反が書面による通知から 30 日以内に治癒されない場合において、非違反当事者が、違反当事者に対して本契約の終了を書面で通知した日

③ 契約内容

資金調達、オペレーション、組織再編等に関するアドバイスの提供

④ 報酬

マネジメント業務の報酬は年額 49 百万円で、4 分割で毎四半期初めに支払う。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

神明 HD グループとの取引を行う際には、当社の関連当事者取引管理規程に則り、独立社外取締役も参加する取締役会での事前承認を前提としております。取締役会では、当社企業価値への貢献という観点から事業上の必要性並びに条件の妥当性について審議することとしており、少数株主保護を前提として、取引実施の是非を検討しております。

以上